

御蔵島村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

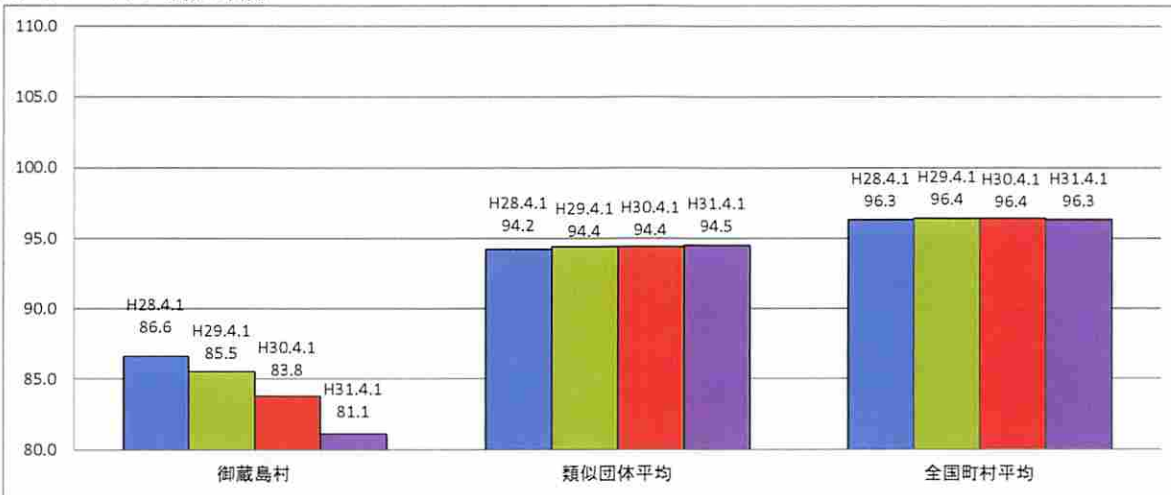
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 平成29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成30年度	317	1,569,382	38,998	168,062	10.7%	12.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人当 たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平 均一人当たり給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度	20	59,743	13,308	23,225	96,276	4,814	5,445

- (注) 1 職員給には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成31年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.1%引上げ。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

住居手当について、国と同様に見直しを実施。(令和2年4月1日実施)

(6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
御蔵島村	43.2 歳	256,706 円	366,840 円	284,781 円
東京都	41.7 歳	314,459 円	448,732 円	395,986 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.0 歳	291,992 円	340,327 円	318,817 円

### ②技能労務職

区分	公 務 員				民 間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似企業	平均年齢		平均給料月額
御蔵島村	40.9 歳	6 人	228,483 円	297,113 円	239,667 円	—	—	—	—
うち発電事業	41.6 歳	5 人	229,820 円	312,176 円	243,240 円	—	—	—	—
うち給食調理	37.3 歳	1 人	*	*	*	調理師	40.9 歳	301,000 円	—
東京都	49.9 歳	1,380 人	291,617 円	393,246 円	361,139 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	48.7 歳	2 人	259,335 円	286,768 円	273,286 円	—	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成28～30年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 個人情報保護の観点から対象となる職員数が2人以下の場合、対象者が特定されるため平均給料月額の欄等を(\*)としている。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同ベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分		御蔵島村	東京都	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	182,700 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	144,600 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	132,700 円	142,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成31年4月1日現在）

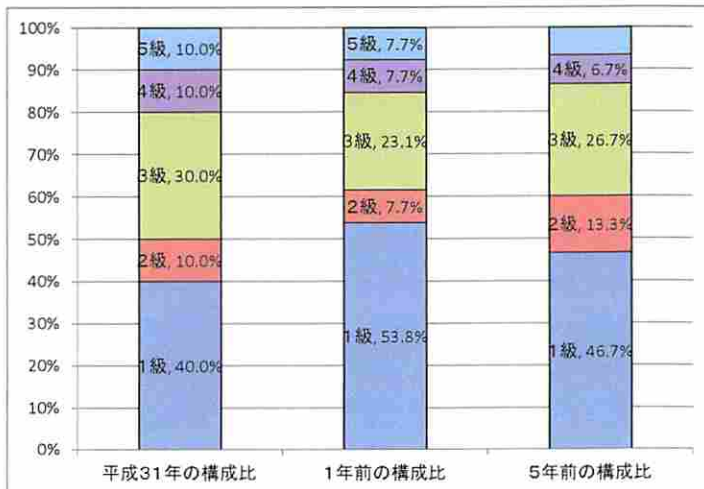
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	242,700 円	268,300 円	—	—
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

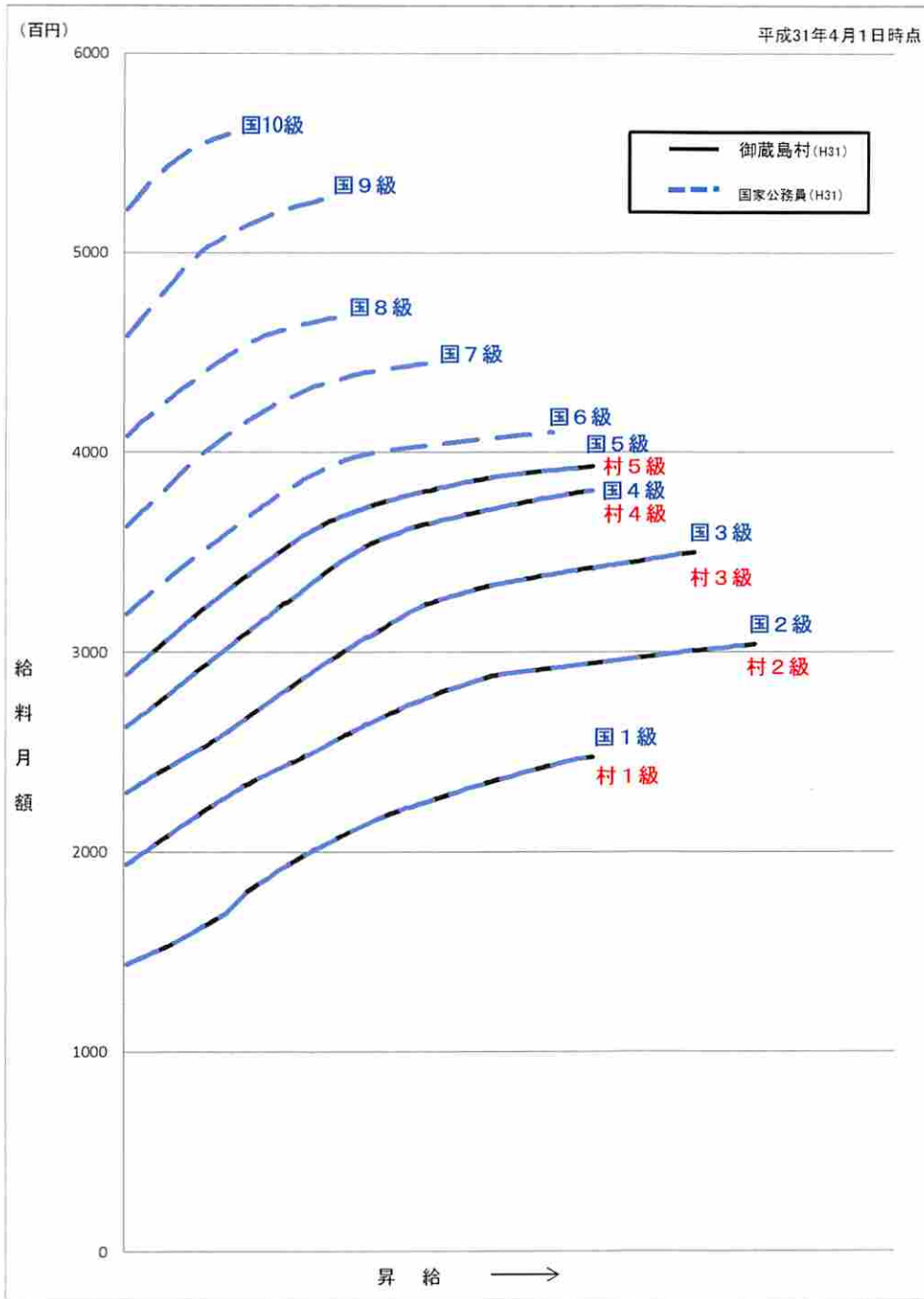
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	4人	40.0%	144,100 円	247,600 円
2級	主任	1人	10.0%	194,000 円	304,200 円
3級	課長補佐、係長、主査	3人	30.0%	230,000 円	350,000 円
4級	課長	1人	10.0%	263,000 円	381,000 円
5級	統括課長	1人	10.0%	288,900 円	393,000 円

- (注) 1 御蔵島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に7級制から5級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較 (行政職 (一)) (平成31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (御蔵島村)

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分		○		○
	標準、下位の区分				○
	標準の区分のみ (一律)	—		—	
ロ 人事評価を実施していない	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

御蔵島村		東京都		国	
1人当たりの平均支給額 (平成30年度) 1,169千円		1人当たりの平均支給額 (平成30年度) 1,874千円		—	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分	期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (御蔵島村)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した				
活用している成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				○
標準の区分のみ (一律)	—		—	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (平成31年4月1日現在)

御蔵島村			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.0月分	23.0月分	勤続20年	19.670月分	24.58688月分
勤続25年	30.5月分	30.5月分	勤続25年	28.040月分	33.2708月分
勤続35年	43月分	43月分	勤続35年	39.758月分	47.71月分
最高限度額	43月分	43月分	最高限度額	47.71月分	47.71月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%加算)			定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額	2,272千円	0千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
対象地域がないため 支給なし	%	人	%
	—	—	—
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		81.1 (81.1)	

(注) 地域手当補正後のラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

## (4) 特殊勤務手当 (平成31年度4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成30年度)		0%		
手当の種類 (手当数)		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
看護業務手当	看護師の職にある職員	診療所に勤務する看護業務	0千円	給料月額額の100分の10
保健指導手当	保健師の職にある職員	保健指導の業務	0千円	給料月額額の100分の10

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	5,051千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	281千円
支給実績 (平成29年度決算)	7,187千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	342千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給。 配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族は各6,500円、配偶者がいない場合はそのうち1人は11,000円。 16歳から22歳の子についての加算 1人5,000円	同		2,589千円	323,625円
住居手当	世帯主である職員に支給 (職員住宅に入居している者は除く)。 賃貸住宅 27,000円 (支給限度額)	異	区分が異なる	1,204千円	172,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の場合であり、通勤のために自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給。 月額2,000円	異	区分が異なる	120千円	24,000円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給。 統括課長級 54,000円 課長級 52,500円	異	支給額及び区分が異なる	1,908千円	636,000円
管理職特別勤務手当	管理または監督の地位にある職員につき、臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要さない日に勤務した場合及び正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給。 勤務を要さない日の勤務1回につき8,000円。但し、勤務時間が6時間を超える場合は12,000円。 正規の勤務時間以外の時間の勤務1回につき4,000円。	異	区分が異なる	441千円	147,000円
宿直手当	宿直勤務または日直勤務をした場合に支給。 勤務1回につき4,200円	異	区分が異なる	1,995千円	285,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		(参考) 類似団体における最高/最低額		
給料	村長	600,000 円 ( — 円)	770,000 円 /	360,000 円
	副村長	500,000 円 ( — 円)	630,000 円 /	391,800 円
報酬	議長	140,000 円 ( — 円)	344,000 円 /	140,000 円
	副議長	115,000 円 ( — 円)	279,000 円 /	115,000 円
	議員	100,000 円 ( — 円)	261,000 円 /	100,000 円
期末手当	村長	(平成30年度支給割合)		
	副村長	3.1 月分		
	議長	(平成30年度支給割合)		
	副議長 議員	3.1 月分		
退職手当	村長	(算定方式) 給与月額×在職年数×4.0	(1期の手当額) 9,600,000 円	(支給時期) 任期ごと
	副村長	給与月額×在職年数×3.0	6,000,000 円	任期ごと
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

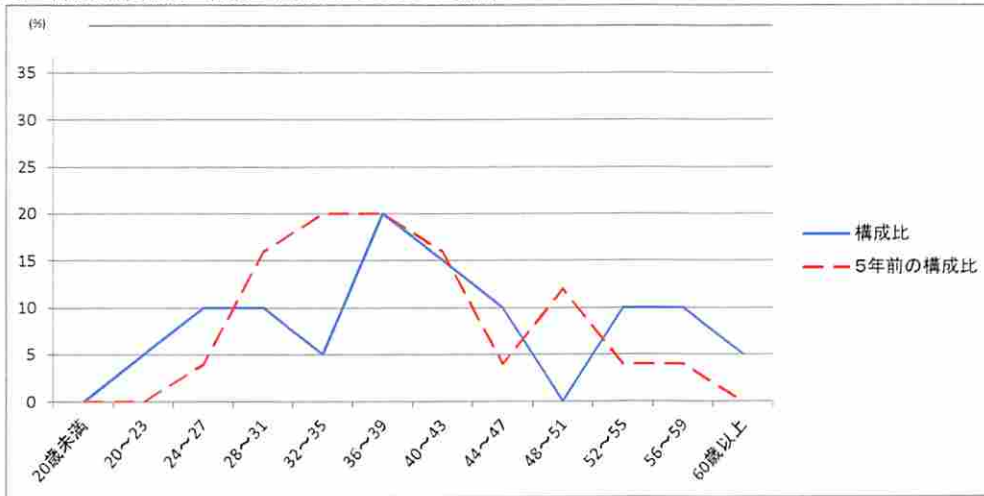
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成30年度	平成31年度		
普通会計部門	総務	12	13	1	
	税務	1	1	0	
	農林水産	2	1	△1	欠員補充
	土木	1	1	0	
	民生	3	1	△2	欠員補充
	計	19	17	△2	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 531.25 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 218.68 人)
	教育部門	2	1	△1	
	消防部門	0	0	0	
	小計	21	18	△3	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 562.50 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 256.17 人)
	公営企業等	診療所	2	2	0
小計	2	2	0		
合計		23 [ 30 ]	20 [ 30 ]	△3	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 625.00 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	1	2	2	1	4	3	2	0	2	2	1	20

(3) 職員数の推移

(単位 : 人・%)

部門別	年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)	
								増減数	(率)
一般行政		21	22	23	21	19	17	△4	(△19.0)
教育		2	2	2	2	2	1	△1	(△50.0)
消防		0	0	0	0	0	0	0	(0.0)
普通会計		23	24	25	23	21	18	△5	(△21.7)
公営企業等会計		2	2	3	2	2	2	0	(0.0)
総合計		25	26	28	26	23	20	△5	(△20.0)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。